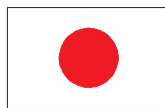




日豪社会保障協定について



社団法人日本貿易会 総務グループ主任 なかむら 中村 しほ 志保

1. 日豪社会保障協定・包括実施特例法案、国会上程へ

2001年10月、駐日豪州公使から外務省アジア大洋州局参事官宛て協定締結の申し入れを契機に始まった日豪社会保障協定の交渉は、2006年7月の実質合意を経て、2007年2月、協定署名の運びとなった。

これまでわが国では、協定署名後、国会における協定の承認と、これと並行して協定と厚生年金保険法等関係国内法との調整を行うための国別の特例法案に関する審議が必要であり、衆参両院の外務関係委員会で「協定の承認」審議が行われ、同じく両院の厚生労働委員会で「国別の国内特例法」の審議が行われてきた。

しかしながら、今通常国会へは、これまで相手国ごとに制定してきた国内特例法の内容を網羅した包括的な法律である「包括実施特例法」案の上程が、「日豪社会保障協定の承認」審議の上程と合わせて閣議決定されている。これらの審議は参議院先議にて行われている（図1）。

「包括実施特例法」が制定されれば、①協定の発効までの過程の迅速化、②多数国との協定締結交渉が可能となり、協定締結の加速化が期待される。「国内包括特例法の整備」については、2006年10月の3団体（当会、日本経済団体連合会、日本在外企業協会）連名の要望書「社会保障協定の一層の締結促進を求める」の中でも述べられているとおり、かねてより経済界が関係省庁に強く要望してきた事項であり、その実現が強く望まれる。3団体では「日豪社会保障協定の承認を求める件」および「包括実施特例法案」が国会に上程されて以降、関係国会議員に対して可決・実現を申し入れる陳情活動を行っているところである。

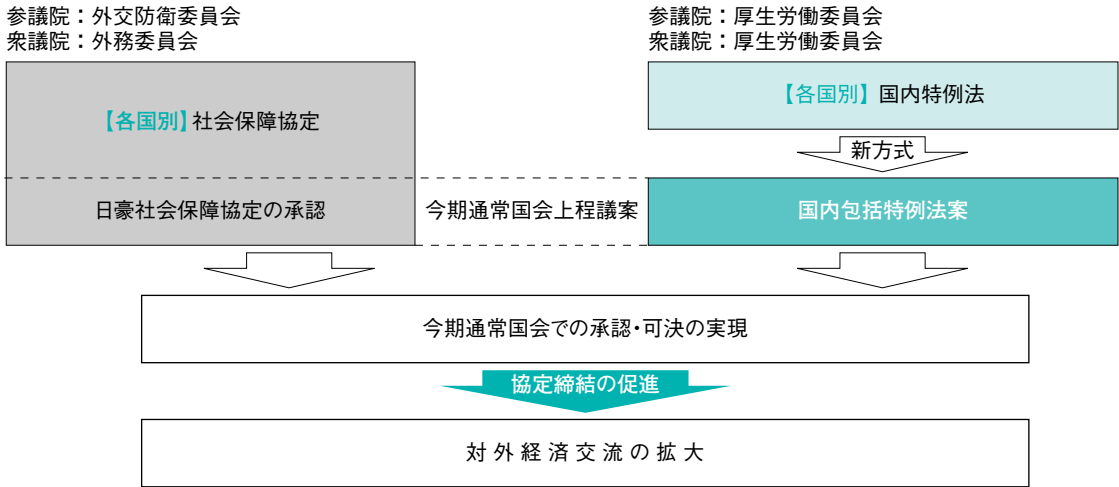
表1 日豪社会保障協定に関するこれまでの主な経緯

2001年10月	駐日豪州公使からの協定締結申し入れ
2004年 1月	第1回情報・意見交換会（キャンベラ）
2004年 8月	第2回情報・意見交換会（東京）
2005年 1月	第3回情報・意見交換会（ホバート）
2005年 6月	第1回政府間交渉（東京）
2005年11月	第2回政府間交渉（キャンベラ）
2006年 7月	第3回政府間交渉（実質合意）（東京）
2007年 2月	協定署名（キャンベラ）

2. 日豪社会保障協定の効果

現在、わが国と豪州の双方の海外駐在員は、自国と駐在国の年金制度等の両方に加入し保険料を負担しなければならないため、二重負担の問題が生じている。また、実際には駐在員の相手国における年金制度の加入期間が短いために、年金の受給に必要な期間を満たさず、保険料の掛け捨ての問題も生じている。さらに駐在国における社会保険料は全額を企業が支払っているため、企業にとって大きな負担となっている。

図1 今期通常国会における上程議案



協定が締結されれば、就労地国での年金制度加入を原則とするものの、派遣期間が5年以内の駐在員等については、就労地国での年金制度の加入は免除され、派遣元国の年金制度にのみ加入することとなる。さらに両国での保険期間を通算して、それぞれの国における年金の受給権を確立できることになる。

豪州の年金制度については、豪州に住む全居住者を対象とした定額の老齢年金制度（税方式）と被用者を対象とした確定拠出型の退職年金保障制度（SG：Superannuation Guarantee）の2階建てとなっている。日豪協定が締結されれば、この2階部分（SG）の年金保険料負担が解消されることになる。

豪州在留の民間企業関係者（本人）は3,000人超であり、そのうち二重負担者数は約1,000人と推計されている。また、協定締結によるわが国の総負担軽減額は、約9億円と試算されている。

3. 今後の交渉優先国

現在、わが国の各国との社会保障協定の交渉状況は表2のとおりである。フランス、カナダが40カ国超、米国が20カ国超の国々と社会保障協定を締結している状況と比べるとあまりにも少ない。今期国会において「包括実施特例法」案が可決され、協定締結の加速化が実現することを強く望む。

JFIC

表2 協定締結等の状況

発効済み	ドイツ、英国、米国、韓国、ベルギー
署名済み・発効待ち	フランス、カナダ
署名済み・国会審議中	豪州
政府間交渉中	オランダ
予備協議中	チェコ、スペイン、イタリア
予備協議開始予定	スウェーデン
交渉候補	ブラジル、ルクセンブルグ、ハンガリー、スイス、フィリピン、オーストリア、アイルランド、EUなど